

会社の目的における具体性の審査の在り方について

1 現行法上の取扱い

現在、会社の設立の登記や目的変更の登記の申請があった場合には、登記官において、申請書に記載された会社の目的の具体性（会社の事業の範囲を客観的に正確に確定できる程度に具体的に記載すること）の有無について審査を行っている。これは、同一市区町村内において他人が登記した商号と類似する商号を同一の営業のために登記することができないという類似商号規制（現行商法第19条、現行商業登記法第27条）の関係上、抽象的・包括的な目的を許容すると、先に登記された商号の登記独占力を過度に認めることとなること、会社の債権者その他の利害関係人に対し適切な情報を公開することが相当であること等を踏まえたものである。

2 会社法の成立

(1) 会社法による類似商号規制の廃止

類似商号規制については、実務上、定款の事業目的を必要以上に細分化し、同一の営業に該当しないことをもって類似商号規制に触れないことを担保しようとする傾向がある等の弊害の指摘がされ、会社法においては、この規制が廃止された。そこで、会社法施行後、会社の目的の審査において目的の具体性の有無を考慮要素とするか否かを検討する必要がある（注1）。

（注1）会社法でも、第356条第1項第1号（競業及び利益相反取引の制限）、第360条第1項、第385条第2項（株主又は監査役による取締役の行為の差止め）、第824条第1項第3号（会社の解散命令）等において、会社の目的が一定の考慮事由となるものと考えられる。

(2) 会社法施行後における取扱い

会社法施行後においては、会社の目的の具体性を問わないものとする。

そもそも、現行法上も、会社の権利能力を決する「目的の範囲内の行為」という基準は、定款に明示された目的自体に限られるものではなく、その目的を遂行する上で直接又は間接に必要な行為であれば、すべてこれに含まれると解されており、会社の目的を細分化する必要は存しない。そして、上記(1)のとおり、会社法では類似商号規制が廃止され、会社の目的の具体性を必要とする主要な根拠の1つがなくなるとともに、仮に、具体性がない目的が定款に定められ、登記簿により公示されることに伴う不利益（会社の具体的な事業内容が明らかでないこと、取締役の目的外行為の差止請求が困難になること等）があったとしても、これは当該会社の構成員や当該会社を取引相手とした債権者その他の利害関係人が自ら負担すべきものと解することで足りるためである。

会社法の施行を契機として審査の在り方を上記のように見直すことにより、会社の目的の具体性については、当事会社の意思に委ねられることとなり、会社が定款に定めれば、「商業」、「商取引」等の抽象的・包括的な目的の記載の登記も可能になる（注2）。

（注2）現状においては、会社の具体的な目的が登記されることにより、会社と取引をしようとする者等に会社の事業内容についての予見可能性が担保されているところ、抽象的・包括的な目的の登記が可能になると、そのような効果が減殺されることは否定できない。この点について、会社の目的の登記にある程度の予見可能性を期待する観点からは、なお目的に具体性を要求する別の考え方として、例えば、日本標準産業分類の大分類（大分類に多数の中分類が含まれる製造業、卸売・小売業及びサービス業にあっては、中分類）（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/2.htm>）に依拠した目的の記載までを許容するという考え方等もあり得るが、このような形式的な基準が相当かどうかという問題がある。